平成２７年（フ）第１８０号
佐賀県多久市東多久町大字納所2778番地
債務者　野方　信一
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
佐賀市西与賀町大字相応津193番地
債務者　井上　　茜
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
佐賀県多久市多久町696番地
債務者　白木　真衣
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
佐賀県多久市南多久町大字長尾3900番地１
債務者　宮原　京子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
佐賀市光２丁目８番1141号　県営城西団地
債務者　江上　　寛
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
佐賀県鳥栖市江島町3256番地228　競馬場団地
債務者　田代　敏明
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９１号
熊本市南区田井島２丁目８番37―103号、前住所熊本市南区御幸木部３丁目３番６号
債務者　林田　俊郎
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９７号
宮崎市田野町乙7581番地１　ハッピーコーポ103号、前住所宮崎市柳丸町445番地２　コーポやなぎⅠ―303号
債務者　山本　正剛
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２３０号
宮崎県西都市大字右松671番地２　ＣｏＣｏマークⅡ203号
債務者　堺　　勇二
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７号
宮城県伊具郡丸森町字千刈場107番地　町営神明住宅57号
債務者　小野　瑠菜
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第３９４号
兵庫県西宮市青木町14番27―307号
債務者　鎌田　直喜
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８号
愛媛県宇和島市夏目町１丁目５番９号
債務者　濵地　祐代
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１６３号
大分県別府市大字鶴見4514番地の155
債務者　田口　紀一
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７１号
大分県別府市大字鶴見4107番地の14
債務者　松川　一彦
1　決定年月日時　平成27年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
宮城県大崎市鳴子温泉字鷲ノ巣96番地１
債務者　中山　　舞（旧姓穴澤）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
石川県能美市倉重町丁34番地１　エポック21Ｂ―502号、従前の住所石川県金沢市辰巳町ロ62番地12
債務者　長谷部悦子
1　決定年月日時　平成27年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３４６号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番23―702号
債務者　竹下惠美子
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係